

【担い手育成】

次代の農林水産業を支える多彩な経営者の育成

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
新規就農者数*1	316人/年	450人/年
農業生産法人数*2 (累計)	320法人	420法人
集落営農組織数*3 (累計)	246組織	320組織

*1 新規就農者には雇用就農を含み、現状値は20年度から24年度までの5か年の平均値です。

新規自営就農350人と新規雇用就農100人の合計450人を目標とします。

*2 現在、年間おおむね10法人のペースで設立されている農業生産法人を年間約20法人育成し、5年後には420法人の育成を目指します。

*3 現在推進している10の重点支援地区に加え、農地・水保全管理交付金の活動組織、ほ場整備営農地区等を対象として推進し、年間15組織育成し5年後には320組織の設立を目指します。

[現状認識]

新規就農者は、「青年就農給付金事業*1」や「農の雇用事業*2」等により増加傾向にあり、特に農業外からの参加者が急増していますが、就農希望者の農地の確保や、就農後の定着などの課題もあります。

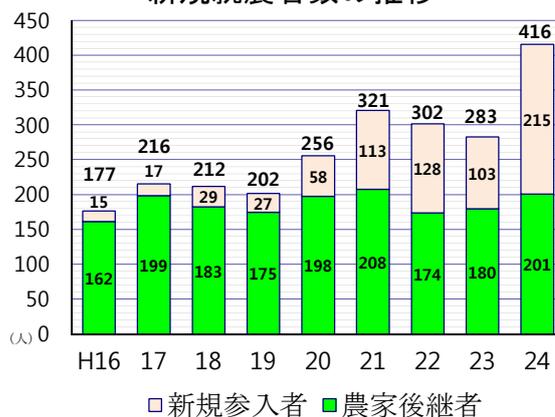
また、担い手のいない地域においては、企業の農業参入による地域活性化も期待されています。

このような中で地域の中核となる認定農業者*3や「人・農地プラン*4」の中心経営体等においては、信用力の強化や総合的経営管理能力の向上等、経営体質の強化が期待できる農業経営の法人化が求められています。特に、次代の地域や産地を牽引する企業の経営体へ発展するためには、規模拡大、雇用導入、経営継承等、経営合理化への支援強化が必要です。また、流通販売加工等の農産物の付加価値化による所得向上に向けた6次産業化の取組は増加していますが、その多くが比較的小規模な取組となっており、組織的取組への発展が必要です。

農業者の高齢化や農家の減少が進む中、生産基盤や集落機能を維持するためには、集落営農組織の育成を加速するとともに、経営の安定化が重要となっていますが、本県農業の約8割を占める小規模経営農家が、各地域で生き生きとした経営を継続することも集落機能を支える上で重要です。

加えて、農作業中の死亡事故は、全国で年間約350～400件、本県でも約10件発生しており、特に70歳以上の高齢者が半数を占めていることから、農業者の高齢化が進む

新規就農者数の推移



中で、農作業安全の啓発の取組強化が求められています。

森林・林業では、木材価格の長期低迷により森林所有者の経営意欲が低迷しており、森林資源の利用が進んでおらず、これに伴い間伐などの森林整備も十分に行われていない状況にあります。

水産業では、魚の価格低迷や燃油価格の高騰等によるコスト上昇から、漁船漁業やノリ養殖等の経営が圧迫されています。漁業者は高齢化と減少が進んでおり、特に小型漁船漁業ではその確保が難しい状況にあります。

※1 青年就農給付金事業：就農前後の不安定な時期に年間 150 万円を給付する国の事業です。

※2 農の雇用事業：農業法人等が新規雇用者に対して行う研修経費の一部を国が助成する事業です。

※3 認定農業者：経営規模の拡大や経営の効率化等により、将来の年間所得が概ね 550 万円以上となる経営等を目指す「農業経営改善計画」を策定し、地域農業の担い手として市町村長から認定を受けた者です。

※4 人・農地プラン：人と農地の問題を解決するために、集落・地域において徹底的な話し合いを行い策定する「未来の設計図」となるプランのことです。

[基本方向]

農林水産業を希望する若者等が安心して就業できるように県立農業大学校の機能強化や就業相談・研修制度の充実を図るとともに、経営が安定するまで給付金制度の活用等を促進し定着を支援します。

さらに、発展段階に応じて経営の多角化や法人化など経営の革新に果敢にチャレンジする担い手を支援し、アグリトップランナー*をはじめとするビジネス感覚あふれる企業的な経営体を育成するとともに、地域農業を維持発展させる集落営農の取組を加速化します。

※ アグリトップランナー：販売額 3,000 万円以上の企業的経営体を指します。

[主な取組]

I 農 業

1 農業の新たな担い手の確保・育成

取組の方向性

県立農業大学校を担い手育成の中核機関に位置付け、実践的な教育・研修を行うことで、優れた農業の担い手を育成します。

また、市町村や農業士^{※1}・指導農業士^{※2}、関係団体等と連携し、就農相談から技術習得、農地の確保や就農定着までの一連の支援体制を充実させるとともに、給付金制度の活用等を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援します。

※1 農業士：農業発展と地域リーダーとして活動を期待される青年農業者で、知事の認証を受けた者です。

※2 指導農業士：優れた農業経営を実現し後継者の育成に熱意のある農業者で、知事の認証を受けた者です。

具体的な取組

ア 県立農業大学校における優れた担い手の育成

- ・学生や新規就農希望者に対し実践的な教育や研修を行い、優れた農業経営者や農業指導者を育成します。また、快適な学習・研修環境の整備・充実を図ります。

イ 新規就農希望者の就農・定着支援

- ・農家後継者や農業に関心のある若者等に対し、就農支援策や農業の雇用情報等を分かりやすく提供し就農意欲を喚起します。
- ・就農希望者の相談に応じ、農業の技術習得や農地の確保、資金導入、法人等への就職など、関係機関等と連携し就農に向けて総合的な支援を行います。
- ・就農前後の給付金や就農後のセミナー、雇用就農者に対する研修等により、農業者として確実に定着できるよう支援します。

ウ 企業等の農業参入支援

- ・地域の担い手の一形態として期待できる企業等の農業参入を促進するため、関係機関と連携し相談に応じるとともに、地域活性化に寄与し、地域に根ざした法人組織が設立できるよう機動的に支援を行います。

主な事業

- 県立農業大学校の機能強化（本校及び研修農場の整備）
- 地域ぐるみの就農実践研修支援
- 新規就農のサポート（就農啓発、就農相談、技術習得研修、農業機械研修など、多様な新規就農希望者に応じた総合的な就農支援）
- 青年の就農意欲の喚起及び就農者の定着促進（研修時及び経営開始直後の給付金）
- 各種農業制度資金の活用促進
- 経営改善及び発展に必要な機械施設の整備支援

【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
青年就農給付金給付者数*	92人／年	500人／年

* 「準備型」は、県立農業大学校の学生・研修生の対象者の拡大及び指定研修先の増大を図り、26名の給付者を100名に、「経営開始型」は、親元就農者を中心に対象者を拡大し、66名の給付者を400名に、それぞれ拡大します。

2 千葉県農業を牽引する企業的経営体の育成

取組の方向性

収益力の向上や経営の多角化等の経営改善に果敢に取り組む農業者を支援し、アグリトップランナー等の産地や地域を牽引する企業的経営体を育成します。

このため、必要な資金や技術、雇用、機械等の経営基盤の充実を図り、法人化の促進や経営継承の円滑化を進めます。

また、担い手の経営改善につながる農作業受委託の取組を支援します。

女性農業者については、経営参画・社会参画の支援により、組織活動の活性化やリーダーの育成、女性起業活動等の組織的な展開を後押しします。

具体的な取組

ア アグリトップランナー等企業的経営体への育成及び既存組織の経営発展支援

- ・産地を牽引するアグリトップランナー等の経営体に対し、信用力の強化や総合的経営管理能力の向上等、経営体質の強化を図るため、農業経営の法人化を推進するとともに、既存の企業的経営体が経営改善・規模拡大に必要な機械設備の整備等を支援します。
- ・経営合理化や労力補完につながる農作業受委託の取組を推進するため、コントラクター組織^{*}の設立や機械設備の整備等を支援します。

※ コントラクター組織：農作業の請負組織のことです。

イ 担い手の経営発展支援

- ・青年農業者や認定農業者等に対し、それぞれの経営課題に応じた段階的、体系的な支援を行うとともに、農業士・指導農業士などの組織活動を促進し担い手の経営発展支援を図ります。
- ・所得の向上を目指す農業者に対しては、経営の多角化による取組を支援します。
- ・女性の経営参画及び社会参画を推進し、女性の担い手を育成します。

ウ 新技術の実証・改良による導入支援

- ・新たな栽培技術を本県の各地域で実際に活用できるよう実証や改良に取り組み、産地の強化を進めます。

主な事業

- 就農直後から企業的経営体まで、発展段階に応じた栽培・経営技術の支援
- 法人化前後の経営発展に向けた経営診断やアドバイザー派遣による支援
- 経営発展に向けた法人化の啓発や法人化研修による支援
- 経営改善及び発展に必要な機械施設の整備支援
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援（再掲・6次産業化）
- 女性農業者・組織・リーダー等の育成推進
- 農業における女性活動の促進（起業家育成研修会等の開催）
- 新技術の導入から普及定着の支援

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
経営の多角化に取り組む経営体数* ¹ (累計)	14	50
女性起業家数 (グループを含む) * ² (累計)	465	545

*1 県の支援事業による経営の多角化や6次産業化に年間7事業主体で取り組み、累積で50経営体を目指します。

*2 女性起業家を25～27年の3年間で60増加、28～29年の2年間で20増加、合計80の増加を目指します。

3 地域農業を支える組織の育成・整備

取組の方向性

都市部に比べて高齢化が進む農村集落では、今後、担い手の減少と相まって、農業生産の基盤でもある集落機能の維持が困難な集落の発生も予想されています。

集落機能の低下は、生産力の低下や農地の持つ多面的機能の喪失をもたらすおそれもあることから、集落ぐるみで行う集落機能の維持・保全活動と、営農活動が継続可能な仕組みである集落営農組織の設立を進めます。

具体的な取組

ア 集落営農の推進

- ・集落機能の維持や環境保全活動、農地の利用調整等について合意形成が図られている集落に対して重点的な働きかけを行い、集落営農組織の育成を加速化します。

イ 高齢者や小規模農家の活動支援

- ・直売所や集落営農組織等と連携し、高齢者や女性・小規模農家が生きがいを持って農業生産に取り組めるよう地域特産物を活用した加工品開発や直売に向けた新品目の導入支援等の組織的な活動を支援します。

主な事業

- 既存の組織を重点対象とした集落営農組織設立の加速化
- 小規模農家等による営農・集落機能の維持・保全のための組織活動の推進

4 農地の効率的利用等の促進

取組の方向性

優良農地を集積し担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう、県農地中間管理機構^{※1}や市町村段階の農地利用集積円滑化団体^{※2}の連携の下、「人・農地プラン」に基づく農地の利用調整活動を促進します。

また、基盤整備を実施する地区においては、基盤整備を契機として地区内農家の合意形成を図ることにより、担い手への農地の利用集積を推進します。

※1 県農地中間管理機構：中間的受け皿として農地を借り受け、必要に応じて保全管理や条件整備を行い、担い手に貸し付ける事業を実施する機関のことです。

※2 農地利用集積円滑化団体：農地の所有者から委任を受け、その者を代理して農地の貸し付けを行う事業を実施する機関のことです。

具体的な取組

ア 農地利用集積の促進

- ・優良農地を集積するため、県農地中間管理機構を中心として関係団体が連携するとともに、国交付金制度を活用した農地の利用調整活動を推進します。

イ 担い手への農地集積による生産効率の向上

- ・担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう、「人・農地プラン」に基づく地域の中心的経営体への農地利用集積や、基盤整備を契機とした地区内農家の合意形成による農地利用集積を推進します。

主な事業

- 県農地中間管理機構の体制強化
- 担い手に対する農地利用集積の推進
- 「人・農地プラン」への支援
- 水田の大区画化など基盤整備の推進（再掲・基盤整備の促進）

【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
担い手の経営耕地面積が全農用地面積に占める割合*	23.6%	36%

* 県基盤強化基本方針で設定されている34年度の目標である48%から算出し、年2.44%の増加を目指します。

5 農作業安全

取組の方向性

農作業を安全に行い、事故を防止するため、農作業安全に関する研修・講習会等を開催し、安全意識の高揚に努めるとともに、農作業安全に関する普及、啓発、指導者の育成等の対策を推進します。

具体的な取組

- ・農作業事故を防止するため、地域での指導的役割を果たす農業機械士の育成・確保を推進します。
- ・新規就農者等の担い手が農業機械の基本操作、点検整備や安全知識を習得するため、トラクター基本研修など各種研修を実施します。
- ・安全意識を高めるため、農作業事故ゼロ推進研修会の開催や「農作業安全月間」における啓発活動を実施します。

主な事業

- 規模拡大に向けた高性能農業機械の安全かつ効率的利用の推進
- 農作業安全の意識向上を図るための啓発活動

【達成指標】

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
安全研修会の開催回数*	1回/年	3回/年

* 作業安全の啓発への取組を強化するため、年3回の安全研修会開催を目指します。

II 森林・林業

1 森林・林業を支える多様な担い手の確保・育成

取組の方向性

小規模な森林を取りまとめ、森林整備の方針を示して森林所有者の合意形成を図るとともに、面的なまとまりを持った森林経営計画の策定の中心となる「森林施業プランナー」の育成に取り組めます。

また、林業就業者の高齢化が進む中、新規就業者の確保・育成を行うとともに、森林整備の低コスト化と労働負荷の低減を進めるために必要な高性能林業機械のオペレーターなどの林業技術者を養成します。

さらに、各種林業制度金融の活用促進により、地域林業の中核的担い手である森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。

具体的な取組

- ・森林経営計画の策定を推進するため、林業事業者が行う「森林施業プランナー」の育成について支援を行います。
- ・林業就業者の確保・育成を図るため、新規就業者等を対象とした研修を実施するとともに、林業就業者の労働条件の改善に取り組みます。
- ・森林整備の中心的な担い手の育成と安全な林業労働環境を整備するため、高性能林業機械のオペレーターなど高度な技術を有する林業技術者を養成するとともに、林業事業者等に対して、本県の実状に即した路網整備と高性能林業機械の使用による低コスト作業システムの実証を進め、普及を図ります。
- ・林業技術の改善や森林経営の合理化を促進するため、森林所有者へ森林の管理・経営情報を提供するなど普及指導を行います。
- ・林業・木材産業・木材流通業を担う林業事業者の経営基盤の強化を図るため、経営の改善等に必要な資金の貸付を行います。

主な事業

- 林業就業者等に対する研修の実施
- 低コスト作業システムの実証と普及
- 森林所有者への林業普及指導による情報提供
- 林業事業者の経営の改善や合理化に必要な資金の貸付

【達成指標】

目 標 指 標	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
林業作業員 ^{※1} 数(人) * (累計)	119	150

* 29年の森林整備面積を1,900haとした場合の必要な作業員数は150人と試算しました。

※1 林業作業員：森林組合など認定林業事業者^{※2}で雇用されている作業員のことを言います。

※2 認定林業事業者：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化について改善計画を作成し、知事が認定した林業事業者を指します。

Ⅲ 水 産

1 水産業を支える多様な担い手の確保・育成

取組の方向性

漁業就業支援相談会等により情報提供を行うとともに、水産業インターンシップや漁業研修による知識や技術習得を支援します。特に、小型漁船漁業については、国の給付金制度を活用し、就業を促進します。

具体的な取組

- ・新たに就業を目指す人たちが本県漁業に関する情報を得られるよう、千葉県漁業就業者確保育成センターと連携して、ホームページや漁業就業支援相談会により情報提供を行います。
- ・水産業インターンシップや漁業研修により、自分に適した漁業を選択できるよう支援します。特に、小型漁船漁業は、漁労技術の習得に時間がかかり、就業後直ぐに生計を立てるほどの水揚が困難なことなどから、国の給付金制度を活用して初期の生活を支援するとともに、地元漁業協同組合とも連携して小型船漁業者として独り立ちできるまで支援します。
- ・先進的な技術などの習得に意欲のある漁業者については漁業士として認定し、漁業士を中核とした地域の漁業に即した新技術の導入や地域の漁業者活動等を支援するとともに、漁村女性の積極的な漁業経営への参加や水産加工製造販売等の経済活動などを支援します。

主な事業

- 小型漁船就業者対策（自立型漁業技術研修支援）

【達成指標】

項 目	現 状 (20～24 年度平均)	目 標 (29 年度)
新規就業者数*	65 人／年	70 人／年

* 過去 5 年(20～24)の平均の 65 人から年平均 5 人の新規就業者の増加を目指します。